

岩手県告示第 427 号

県営建設工事の指名競争入札及び条件付一般競争入札に参加しようとする者の指名競争入札等参加資格基準及び県営建設工事請負資格審査申請書の提出期日（昭和 58 年岩手県告示第 157 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>2 県営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者 にあつては当該営業所を管轄する<u>地方振興局土木部又は土 木事務所</u>に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては 県土整備部建設技術振興課に直接持参すること。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>2 県営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者 にあつては当該営業所を管轄する<u>広域振興局土木部、広域 振興局総合支局土木部又は地方振興局の土木部若しくは土 木事務所</u>に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつて は県土整備部建設技術振興課に直接持参すること。</p> <p>(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	